

静岡県告示第640号

令和4年県民健康基礎調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和4年9月20日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

県民の健康状態、食品・栄養摂取状況、身体状況及び生活習慣等について経年的に調査を実施し、県の健康づくりの方策を講ずる基礎資料を得ること等を目的とする。

2 調査事項

(1) 身体状況調査

ア 身長、体重（満1歳以上）

イ 腹囲（満20歳以上）

ウ 血圧（満20歳以上）

エ 問診（満20歳以上）

オ 歩数（1日間）（満20歳以上）（栄養摂取状況調査票に記入）

(2) 生活状況調査（健康に関する意識や知識等に関するアンケート）（満20歳以上）

(3) 生活習慣調査（生活習慣等に関するアンケート）（満20歳以上）

(4) 栄養摂取状況調査（満1歳以上）

ア 世帯の状況

イ 食事状況（1日間）

ウ 食事摂取状況（1日間）

3 調査対象

調査の対象は、以下のア又はイの者の中で、令和4年11月1日現在で満1歳以上の者とする（約525世帯、約1,350人）。

ア 令和4年国民生活基礎調査を実施した地区から層化無作為抽出した16単位区内の世帯の世帯員（約350世帯、約950人）

イ 令和4年国民健康・栄養調査対象者（8単位区、約175世帯、約400人）

松崎町、伊東市、三島市、裾野市、御殿場市、富士宮市、富士市、藤枝市、焼津市、磐田市、森町、掛川市、静岡市及び浜松市（14市町、24単位区）

4 調査期間及び調査期日

令和4年10月1日から11月30日までのうちの1日を任意に定めて行う。

5 調査の方法

身体状況調査は、調査会場を設定し、調査員が計測及び問診を行う。それ以外の調査については、調査員が訪問等により説明の上、調査票を配布し、後日回収する。

6 結果の集計、解析及び公表

集計、解析は静岡県健康福祉部健康局健康政策課が行い、公表は、解析完了後速やかに行う。